令和７年第１回定例会

斑鳩町議会会議録

令和７年３月２５日

午前 9時３５分　開議

於　斑鳩町議会議場

１，出席議員（１２名）

１番	溝部　真紀子	２番	齋藤　文夫
３番	中川　靖広	４番	小城　世督
５番	伴　吉晴	７番	嶋田　善行
８番	井上　卓也	９番	横田　敏文
１０番	宮﨑　和彦	１１番	濱　眞理子
１２番	木澤　正男	１３番	奥村　容子

１，出席した議会事務局職員

議会事務局長	福田　善行	係　長	吉川　也子

１，地方自治法第１２１条による出席者

町　長	中西　和夫	副町長	加藤　惠三
教育長	山本　雅章	総務部長	西巻　昭男
総務課長	松岡　洋右	安全安心課長	曽谷　博一
政策財政課長	中尾　歩美	税務課長	真弓　啓
住民生活部次長	北　典子	福祉課長	中原　潤
国保医療課長	猪川　恭弘	環境対策課長	東浦　寿也
都市建設部長	上田　俊雄	建設農林課長	手塚　仁
都市創生課長	福居　哲也	上下水道課長	岡村　智生
会計管理者	安藤　晴康	教育次長	本庄　徳光

１，議事日程

日　程　１．　建設水道常任委員長報告について

日　程　２．　厚生常任委員長報告について

日　程　３．　総務常任委員長報告について

日　程　４．　予算審査特別委員長報告について

日　程　５．　各常任委員会の閉会中の継続審査について

日　程　６．　議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程１．　議案の訂正について

追加日程２．　発議第２号　斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程３．　発議第３号　斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程４．　発議第４号　斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

追加日程５．　発議第５号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について

１，本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

（午前９時３５分　開議）

○議長（中川靖広君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１２名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程１．建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

４番、小城委員長。

○建設水道常任委員長（小城世督君）　令和７年３月１３日に開催された建設水道常任委員会における審査の概要について報告いたします。

はじめに、当委員会に付託されました８議案のうち、７議案は、満場一致で原案どおり可決・認定すべきものと決し、訂正の申し出があった議案第１３号は、満場一致で可決すべきものと決しましたことをご報告します。

議案第１１号　斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正に伴い、公共下水道及び流域下水道の大腸菌に関する基準を変更するものです。

委員より、改正された基準の内容について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第１２号　斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例については、正隆寺団地の用途廃止に伴い、町営住宅から当該団地を削除する改正が行われるものです。委員より、条例改正の時期について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例については、初めに、理事者から議案の訂正についての説明を受けた後、委員皆さんの了解のもとに審議を行い、満場一致で可決すべきものと決しております。

本条例は、斑鳩町の水道事業が奈良県広域水道企業団へ統合されることに伴い、関係する条例の廃止および所要の改正を行うものです。委員より、議案の訂正について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第２０号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）については、人事院勧告による人件費の補正や、水道事業の統合に伴う資産整理が主な内容となっております。委員より、臨時損失の内容について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第２１号　令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第２号）については、人事院勧告による人件費の補正となっております。

次に、議案第２８号　斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定については、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き指定管理者として指定するものです。委員より、その他収入の内容、ピアノの調律料、財団の人員体制、委託料の増額の理由、修繕料の内容等について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議については、企業団が設立されたことを受け、準備協議会を廃止することについて、関係市町村との協議を行うものです。

次に、認定第１号　町道認定では、開発道路等の９路線を町道として認定するものです。

次に、継続審査案件である都市基盤整備事業に関することについてです。

ＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくりについて、地権者である新家水利組合の組合員を対象とした、町のまちづくりに関する説明会と、県及び県立病院機構の病院整備についての説明会が開催されたことが報告されました。また、県が公表した令和７年度予算の要点のうち、西和医療センターの移転整備に関することについて、報告がありました。委員より、病院へのアクセス道路について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、各課報告事項について、１点目、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）について、に関しては、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。委員より、既存木造住宅耐震改修支援事業、農業次世代人材投資事業について質疑があり、理事者より答弁されております。

２点目として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、株式会社呉竹荘と定例的に協議を行い、事業進捗を確認されているなかで、呉竹荘より報告があった施設の間取り等の詳細について説明がありました。委員より、舟塚古墳について、マルシェで取り扱う商品について、駐車場隣接の水路及び道路整備について質疑があり、理事者より答弁されております。

３点目として、公共下水道事業に関することについて、令和６年度の工事実績とともに、今後の公共下水道の事業計画が資料により報告されました。委員より、認可区域について、下水道の経営戦略について、下水道管の劣化等について質疑があり、理事者より答弁されております。口頭報告はなく、以上で各課報告事項については終わりました。

また、その他についても、特に質問等はありませんでした。

最後に、令和７年４月の機構改革に伴い、本委員会の所管事務が一部変更となることから、継続審査案件について協議しました。３月議会後の、閉会中の継続審査については、現在と同じ案件とすることを確認しました。

以上をもちまして、委員会報告といたします。詳細につきましては会議録をご参照くださいますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　次に、日程２．厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君）　それでは、開会中の３月１４日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

初めに本委員会に付託されました７議案について、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

まず、議案第８号　斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国民健康保険の県単位化に伴い、国民健康保険税の課税限度額を奈良県内で統一することから、本条例において所要の改正を行うものです。

次に、議案第９号　斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１０号　斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和７年４月１日から施行され、栄養士法の一部が改正されることから、本条例において所要の改正を行うものです。

次に、議案第１７号　令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、今回の補正予算は、人件費所要額と国民健康保険事業費納付金及び保険給付費の補正に関するもので、歳入歳出それぞれ１億３，４７０万９千円を追加し、２９億３，９５４万９千円とするものでした。

次に、議案第１８号　令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、今回の補正予算は、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用と人事院勧告等に伴う人件費の補正等に関するもので、保険事業勘定について、歳入歳出それぞれ３０６万６千円を追加し、２８億８，４４５万円とするものです。

次に、議案第１９号　令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

について、今回の補正予算は、広域連合への納付額等に関するもので、歳入歳出それぞれ２，４９８万２千円を追加し、６億３，６３１万４千円とするものです。委員より保険料の増額の要因について質疑があり理事者より答弁されています。

次に、議案第２７号　訴えの提起についてです。去る令和５年７月１８日発生の塵芥収集車２台のエンジンストールに係る損害賠償請求事件について、訴えを提起するため、議会の議決を求めるものです。委員より、訴えの提起をする時期、裁判の期間について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。

自区内処理に向けた取り組みについて、生駒市へ可燃ごみを搬入するための本格的な協議を進めることについて報告がありました。受入時期については、令和８年４月からを想定しており、今後、１市２町による受入れ条件などの調整を進めていくとのことです。

また、里帰り出産者に対する紙おむつ類専用指定袋の交付について、令和７年４月より、町内に住所を有する親族のもとに、里帰り出産のため、１か月以上、０歳の乳幼児とともに町内に定住される方に対しても、滞在期間に応じ、紙おむつ類専用指定袋を交付するとのことです。委員より、戸別収集事業への影響、生ごみの処理について、生駒市への運搬方法、焼却場の場所、伊賀市への負担金、焼却場の施設の維持管理にかかる費用負担について、処理単価などについて、また、里帰り出産者に対する紙おむつ類専用指定袋の配布枚数について質疑があり理事者より答弁されています。

次に、各課報告事項として、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）につきまして住民生活部が所管する内容について、説明がありました。委員より、住民税均等割非課税世帯等給付金について、高齢者インフルエンザ予防接種率について質疑があり理事者より答弁されています。

次に、令和６年度　斑鳩町高齢者の外出に関するアンケートの調査結果の概要について報告がありました。

最後にその他について、同時在園以外の第二子がいる場合の保育料の考え方について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常

任委員長の審査結果報告を求めます。

２番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君）　それでは、開会中の３月１７日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました１０議案についてはすべて原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてです。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第２号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてです。国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、所要の改正を行うものです。委員より、宿泊料の金額についての質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第３号　斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてです。人事院規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うものです。委員より、家族介護の周知意向確認する年齢について、職場環境改善に向けた制度の運用状況などについての質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第４号　斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を行うものと説明がありました。

次に、議案第５号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。令和６年の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じて、町長、副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものです。委員より、給与の影響額について、地域手当の影響額についての質疑があり、理事者より答弁されています。

本案については、賛否の討論の後、賛成多数で可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨を報告すべきところですが、本日の本会議で討論の申し出がありますので割愛させていただきます。

次に、議案第６号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。議案第５号と同じく、特別職の職員の給与に関する法律が

改正されたことから、改定を行うものです。

次に、議案第７号　斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてです。令和６年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正に準じて、給与改定及び諸手当の見直しを行うものです。委員より、災害派遣手当について、地域手当の影響額について、職員組合との協議について等質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第１４号　斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。政令で定める補償基礎額等が改訂されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第１５号　斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてです。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「３５年以上」区分を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）についてです。歳入歳出それぞれ１億４，５４７万６千円を追加し、１１６億８，７９２万３千円とするもので、令和６年の人事院勧告による人件費等の補正や事業費が当初見積りを上回ることに伴う増額補正、事業完了などにより不用額が確定している事業に係る減額補正などです。委員より、小学校費のパソコン等機器設定業務委託料について、移住支援金についての質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、文化財センターの啓発活動としてこども考古学教室の開催について、二つ目に、「いかるがパークウェイ」建設に伴う発掘調査について、三つ目に、ヒヅメ金塚古墳の発掘調査について報告がありました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項として、斑鳩町営自転車等駐車場の運営について、斑鳩町法隆寺駅北口自転車等駐車場の業務委託事業者を変更すると報告がありました。委員より、新規事業者の選定について、議会報告時期についての質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、その他については特に質問等はありませんでした。

最後に、令和７年４月の機構改革に伴い、現在の継続審査案件の「斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて」は、本委員会の所管事

務でなくなることから、３月議会後の閉会中の継続審査案件について審議を行いました。

閉会中の委員会開催の必要性について、質疑があり、審議の結果、閉会中の５月に委員会を開催できる状態をつくる必要があることから、継続審査をうつこととなり、その名称は、「斑鳩町の学校教育について」とすることを決定し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　次に、日程４．予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

８番、井上委員長。

○予算審査特別委員長（井上卓也君）　それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました、議案第２２号　令和７年度斑鳩町一般会計予算について、議案第２３号から議案第２６号までの令和７年度各特別会計・企業会計予算についての５議案を、３月７日と１０日の２日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告させていただきます。

まず、一般会計予算全体と一般会計歳入について説明を受けた後、各部ごとに、一般会計歳出、特別会計、企業会計について説明を受け、質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。のちほど、会議録に整理をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

審査の結果は、議案第２２号　令和７年度斑鳩町一般会計予算について、議案第２３号　令和７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第２４号　令和７年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第２５号　令和７年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第２６号　令和７年度斑鳩町下水道事業会計予算についてのすべての議案について、満場一致で可決すべきものと決しました。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心にご審査を賜りましたことに感謝を申しあげます。

理事者の皆さま方には、予算審査特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、

予算審査特別委員長の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第３号　斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第４号　斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第５号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

１番、溝部議員。

○１番（溝部真紀子君）　それでは、議案第５号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容の一部について反対の立場で意見をのべさせていただきます

本議案は、国家公務員の給与改定方針等に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を引き上げる条例改正です。今回の人事院勧告による引き上げに対しても、斑鳩町内の事業者への実態調査もせずに行われる給与、期末手当の引き上げは、町民との格差拡大につながることは言うまでもありません。

また、現在の住民生活は物価高や燃料費の高騰により大変困窮しています。先頭に立って住民生活を守る町長はそのような状況の中、自身のボーナスの引き上げを据え置くという考え方もあったのではないかと思います。賃金の上昇や、可処分所得の向上を目指すのは当然ですが、まずは住民にその恩恵が享受されることを願い本議案に対し反対いたします。

議員みなさまのご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

９番、横田議員。

○９番（横田敏文君）　それでは、議案第５号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申しあげます。

人事院は、毎年、国家公務員と民間企業従業員の給与について精緻な調査に基づく比較を行い、経済、雇用など社会一般の情勢を反映する民間企業従業員の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させることを基本とし、政府に対し勧告を行っています。

令和６年の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、月例給、ボーナスともに、民間給与が国家公務員の給与を上回るとの調査結果を受け、国家公務員の給与、期末・勤勉手当等を引き上げることを内容とするものでありました。

本条例改正は、この人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げるものであります。

特別職の期末手当の改正については、これまでからも、「引き上げ」「引き下げ」ともに、国の人事院勧告の内容を尊重されています。

今般の条例改正についても、人事院勧告に準じたものであり、社会経済情勢を踏まえた内容であると考えられます。

以上の理由から、私は今回の改正は必要なものであると考えますので、本議案について賛成をします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（　起立する者あり　）

○議長（中川靖広君）　起立多数であります。よって、議案第５号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第６号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第７号　斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第８号　斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第９号　斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１０号　斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１０号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１１号　斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１１号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１２号　斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１２号については、満場一致で可決されました。

ここでお諮りします。

皆さんのお手元に配布しておりますように、町長から議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について、議案の訂正の申し出があります。

よって、追加日程１．議案の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程１．議案の訂正についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りします。

お手元に配布しております、議案の訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてにかかる議案の訂正の申し出について、許可することにいたしました。

次に、議案第１３号　斑鳩町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１３号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１４号　斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１４号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１５号　斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１５号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１６号　令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１０号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１６号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１７号　令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１７号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１８号　令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１８号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第１９号　令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１９号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２０号　令和６年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２０号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２１号　令和６年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第２号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２１号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２２号　令和７年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２２号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２３号　令和７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２３号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２４号　令和７年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２４号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２５号　令和７年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２５号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２６号　令和７年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２６号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２７号　訴えの提起についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２７号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２８号　斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２８号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第２９号　奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２９号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第１号　町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、認定第１号については、満場一致で認定されました。

続いて、令和６年１２月定例会からの継続審査案件であります、令和６年陳情第１号斑鳩町下司田池の管理についてをお諮りします。本件については、委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

令和６年陳情第１号　斑鳩町下司田池の管理についてを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（　起立する者なし　）

○議長（中川靖広君）　起立者なしと認めます。

よって、令和６年陳情第１号については、満場一致で不採択とすることに決定されました。

ここでお諮りします。

追加日程２．発議第２号　斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程３．発議第３号　斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程４．発議第４号　斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、追加日程５．発議第５号　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程２．発議第２号、追加日程３．発議第３号、追加日程４．発議第４号、追加日程５．発議第５号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程２．発議第２号　斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

１２番、木澤委員長。

○議会運営委員長（木澤正男君）　それでは、発議第２号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第２号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、標記について、地方自治法第１０９条第６項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年３月２５日　提出

議会運営委員会

委員長　木澤　正男

それでは、新旧対照表の説明は省略をさせていただきまして、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

今回のこの条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例が公布されたこと等に伴い、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

まず１．主な改正内容といたしまして、（１）常任委員会の名称変更として、第２条の改正についてです。奈良県広域水道企業団の設立及び本町の行政組織機構の再編に伴い、建設水道常任委員会の名称を建設常任委員会に改めるものです。

次に、（２）特別委員に係る表現整理として、第５条の改正を行います。

次に、（３）委員選任に関する規定の整理として第７条の改正を行います。

次に、（４）公聴会で意見を述べようとする者の申し出のオンライン化として、第２２条、第２６条の改正を行います。

２．施行期日等につきましては、（１）施行期日としては、令和７年４月１日から施行いたします。

次に、（２）経過措置として、①この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の斑鳩町議会委員会条例の規定により建設水道常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、この条例による改正後の斑鳩町議会委員会条例の規定による建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とします。

次に、②この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により常任委員会に付託されている事件については、改正後の条例の規定により、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなします。以上をもちまして、説明とさせていただきます。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、発議第２号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程３．発議第３号　斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

１２番、木澤委員長。

○議会運営委員長（木澤正男君）　それでは、発議第３号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第３号

斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第１０９条第６項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年３月２５日　提出

議会運営委員会

委員長　木澤　正男

そうしましたらこちらにつきましても、新旧対照表の説明は省略をさせていただきまして、末尾の要旨をもって、説明に代えさせていただきます。

この改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたこと並びに奈良県広域水道企業団が設立されたこと等に伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

まず１点目、主な改正内容といたしまして、（１）奈良県広域水道企業団設立に伴う文言整理でございます。第１２条の改正についてです。水道事業管理者が廃止されることに伴い、文言の整理を行うものです。

次に、（２）罰則規定の改正として、第５３条、第５４条及び第５５条の改正として、罰則の刑の種類について、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

次に、（３）引用法令の改正等に伴う文言の整理としまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の改正による規定内容に準じ、文言等の整理を行います。

次に、施行期日等です。（１）施行期日につきましては、令和７年４月１日から施行します。ただし、第５３条、第５４条及び第５５条の改正規定については、令和７年６月１日から施行します。

次に、（２）経過措置として、この条例による改正後の斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例第５３条、第５４条及び第５５条の規定は、この条例の施行の日以後にした行為の処罰について適用し、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることといたします。以上で説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、発議第３号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程４．発議第４号　斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

１２番、木澤委員長。

○議会運営委員長（木澤正男君）　それでは、発議第４号についての提案説明をさせてい

ただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第４号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第１０９条第６項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年３月２５日　提出

議会運営委員会

委員長　木澤　正男

そうしましたらこちらにつきましても、新旧対照表の説明は省略させていただきまして、末尾の要旨をもって、説明とさせていただきます。

この改正につきましては、会議に持ち込むことができない携帯品を社会情勢に合わせるとともに、会議中でない場合に会議時間を変更することができることを明示するため、本規則において所要の改正を行うものであります。

１．改正内容といたしまして、（１）緊急時等における会議時間の変更等です。第９条の改正です。①として、会議時間内に議長が会議に宣告することにより、会議時間を変更できることとします。②として、会議時間外でも、議長が災害など緊急時等に会議時間を変更できることとします。

次に、（２）会議に持ち込むことができない携帯品の変更等、用語の改正、第１０３条の改正についてです。①として、法令の表記に用語を改正します。次に②として、持ち込むことができない携帯品を社会情勢に合わせるとともに、持ち込む際の手続きを、議長の許可制から届出制に変更するものです。

次に、２．施行期日といたしまして、令和７年４月１日から施行することといたします。以上で説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、発議第４号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程５．発議第５号「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　それでは、発議第５号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第５号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について

標記について、地方自治法第１１２条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和７年３月２５日提出

議　会　議　員

濱　　眞理子

木　澤　正　男

そうしましたら、意見書を朗読をもちまして提案説明とさせていただきます。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪うものです。もし、冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨からできる限り救済の道を開くことが必要です。

昨年１０月に５８年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巌さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定しました。また、１１月には福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審開始が決定しました。これまでも２０１０年の足利事件に始まり、布川事件、東電ＯＬ事件、２０１６年の東住吉事件まで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。２０１９年の松橋事件と２０２０年の湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取りました。

しかし、これらの事件で再審が認められ無罪となるには、つねに検察の壁が立ちはだかっていました。一つ目の壁は、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の側にあります。国民の財産であるすべての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきですが、しばしば無罪の証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちませんでした。その上、再審請求では無実を主張する請求人と弁護側に新たな明白な無罪証拠を提出することが

求められるのです。事件から６３年をむかえた名張毒ぶどう酒事件では、４年前、新たに証拠が開示されました。それは事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。

これは再審開始決定が出た１９年前にも請求しましたが、存在しないとしていた証拠です。もし１９年前、この証拠を出していれば、奥西さんが存命中に無罪が確定していたかもしれません。

通常審では公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールが無く、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられるなど、法の下の平等原則さえも守られていません。

二つ目の壁は、再審開始決定に対する検察側の不服申立（上訴）が許されていることです。袴田事件では、２０１４年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立によって９年の無駄な時間が流れました。名張毒ぶどう酒事件の奥西さんにいたっては、２００５年に再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま８９歳で無念の獄死をされました。

冤罪の悲劇を繰り返させないためにも、法的な制限を加える必要があるのは明白です。

よって下記の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

一　再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示。

二　再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。

三　再審手続きの整備。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月２５日

奈良県斑鳩町議会

以上で説明とさせていただきます。

どうぞ、ご賛同いただきまして採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君）　発議第５号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君）　「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書につい

て反対の立場からの意見をのべさせていただきます。

私自身も冤罪というのは、非常に痛ましい事件、事案と考えています。決してあってはならない、そういう思いであります。ただ、やはりいろいろなところから考えてみますと、やはり国の方でも非常に弁護士会からそういう要望があり、検討されているということ。そしてひとつ目の証拠の全面開示、これについても非常に難しい、逆に難しい部分もあると。やはり必ず事件には加害者と被害者、加害者の方がもしかしたら無罪かもわからない、こういうケースが非常に再審では言われるケースだと思います。その時の証拠開示に被害者のプライバシー、そのあたりも非常に慎重に取り扱わなければいけない、そういう部分があると思います。決して証拠を開示することがいけないということではない、やはり慎重に取り扱っていかないと、ということで今、国の方でもいろいろ考えて、この規定についてどうしていくか。それともうひとつは、憲法第３９条に一事不再理というのがあります、これはどういうことかといいますと、やはり一度決まったことを蒸し返すということの難しさ、逆ということがあるんですね、無罪になっていたものを有罪に逆にする、絶対にあってはならないことだと思います。だからいろんなことがやはりこの刑事訴訟法のことについて考えていかないといけない、決して冤罪を見逃さない、こういうことがあってはならないんですけど、そういう部分も多いにあるということで、今回、高度な専門性が高いこの議案ですので、国の推移を見守るということが肝要ではないかと、こう私は考えまして、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川靖広君）　次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

１１番、濱議員。

○１１番（濱眞理子君）　それでは、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書について、賛成の立場から意見をのべさせていただきます。

２０２４年以降、再審法の改正に向けたさまざまな動きが急ピッチに展開されています。マスコミも連日のようにこの問題を報じ、今や争点は「今国会（第２１７回通常国会）で議員立法により再審法改正が実現するか」というところまで来ました。

一方、これまで再審法改正にきわめて消極的だった法務省が再審制度の見直しについて法制審議会に諮問する方針を固め、法務省主導で進めようとする動きを見せています。再審法改正にむけた全国各地での世論の盛り上がりは、袴田さんの再審無罪判決、続く福井女子中学生殺人事件の再審開始確定により、今や最高潮に達しております。

地方議会の意見書採択は２０２５年２月末で５３０議会にのぼっております。改正の機運が高まる今こそ傍観ではなく、斑鳩町議会の意思としての意見書採択実現に議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成意見とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君）　これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（　起立する者あり　）

○議長（中川靖広君）　起立少数であります。

よって、発議第５号については、賛成少数で否決されました。

次に、日程５．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いします。

次に、日程６．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第７５条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（　「異議なし」と呼ぶ者あり　）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君）　令和７年第１回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申しあげます。

本定例会では、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてなど、４３議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおり承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

本日ご承認いただきました令和７年度予算にもとづき、「誰もが住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思える、活力とにぎわいにあふれるまち斑鳩」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

新年度４月１日からは、活力とにぎわいのあるまちの実現に向け、世界遺産法隆寺をはじめとした、歴史、文化遺産を活かした施策を総合的にかつ一体的に取り組む体制の整備や、複雑化、多様化する住民ニーズへの柔軟かつ的確な対応のために組織構成を見直し、新たな体制で事務を行ってまいります。

今後とも諸課題の解決に向け、職員と知恵を絞りながら心をひとつにして全力で取り組んでまいりますので、更なるご支援・ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

新年度をひかえ、なにかと忙しい時期かと思いますが、議員皆様方には、くれぐれもご自愛くださいますようお祈り申しあげ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　これをもって、令和７年第１回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前１０時４２分　閉会）